

南城市有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

この基準は、本市がインターネット上に公開している南城市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)及び南城市観光文化情報サイト(以下「なんじょうナビ!」という。)に、バナー広告(以下「広告」という。)を掲載することについて、その手続等必要な事項を定めるものとする。

(掲載の制限)

市ホームページ及びなんじょうナビ!に掲載する広告及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるものは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又は風俗関連営業に関するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、掲載するページにより指定された次のいずれかとする。
 - ア 横505ピクセル×縦80ピクセル データ容量 20KB以下
 - イ 横250ピクセル×縦80ピクセル データ容量 15KB以下
 - ウ 横170ピクセル×縦80ピクセル データ容量 10KB以下
 - (2) 形式 GIF(静止画像のみ)形式又はJPEG形式
- 2 広告を掲載する位置、枠数及び掲載順については、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

広告の掲載期間は、1月を単位とし、最長12月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(掲載の申込み及び掲載する広告の決定)

市ホームページ及びなんじょうナビ!に広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は市ホームページ及びなんじょうナビ!広告掲載申込書(様式第1号)により、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し

必要な資料を求めることができる。

3 市長は、広告審査会（副市長、総務企画部長、総務企画部参事、情報推進課長、観光文化振興課長、財政課長で組織し、広告の掲載についての審査を行う機関をいう。以下同じ。）の審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

4 広告審査会は、会議を招集する時間的余裕がないと認める場合は、回議により審査を行うことができる。

5 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に市ホームページ及びなんじょうナビ！広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により速やかに通知しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

広告主は、広告原稿（画像データを含む。以下同じ。）を作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で提出しなければならない。

2 市長は、前項の広告原稿が市ホームページ及びなんじょうナビ！に掲載する広告として適当でないとしたときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

2 広告掲載料は、市長が別に定める。

（広告掲載料の返還）

広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その限りでない。

（広告掲載の取消し等）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止することができる。この場合において、既に支払われた広告掲載料は返還しない。

（1）指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

（2）指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

（3）リンク先のホームページの内容が掲載の制限に該当したとき。

（4）その他市ホームページ及びなんじょうナビ！への広告掲載が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（広告内容等の変更）

広告主は、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、

市ホームページ及びなんじょうナビ！掲載広告変更申込書（様式第3号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（広告掲載の取下げ）

広告主は、自己の都合により市ホームページ及びなんじょうナビ！への広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、市ホームページ及びなんじょうナビ！掲載広告取下げ書（様式第4号）により、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。

（広告主の責務）

広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、決定を受けた市ホームページ及びなんじょうナビ！への広告掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

（その他）

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年6月8日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

市ホームページ及びなんじょうナビ！広告掲載申込書

南城市長 殿

下記のとおり、広告掲載をしたいので、申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	住 所		
	会社・団体名		
	代表者氏名		
	連 絡 先	電話番号	
		FAX	
		電子メール	
		担当者氏名	
業 種			
掲載希望ページ	市ホームページトップ 観光文化情報サイトトップ 上記より、どちらか1つ選んでください。		
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
リンク先 URL			
備 考			

様式第2号

平成 年 月 日

殿

南城市長

市ホームページ及びなんじょうナビ！広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みがありました広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	掲載します。
	掲載しません。 (不掲載の理由)
掲載ページ	市ホームページトップ 観光文化情報サイトトップ
掲載期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 ()
掲載料	円 (円 × 枠 × 月) ・広告掲載料を平成 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の金融機関でお支払ください。

様式第3号

平成 年 月 日

市ホームページ及びなんじょうナビ！掲載広告変更申込書

南城市長 殿

会社・団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付で決定のありました広告掲載について、申込書の記載内容が次のとおり変更となりますので、届け出ます。

項目	変更月	年 月
	変更前	変更後
掲載広告からのリンク先アドレス		
広告の内容		
掲載希望期間	年 月	年 月
その他		
担 当 者	氏 名： 電話番号： FAX： E-mail：	

様式第4号

平成 年 月 日

市ホームページ及びなんじょうナビ！掲載広告取下げ書

南城市長 殿

会社・団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付で決定通知のあった広告掲載について、下記の理由により掲載を取り上げます。

記

(取り下げの理由)